

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 55 号	第 1 種共同漁業	あまのり漁業	11月1日から5月31日まで	姫路市木場及び八家地先	姫路市漁協
	〃	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	漁場の区域	
	〃	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	次の点A、ア、イ、C、B（防波堤に沿う。）及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における姫路市的形町・木場界 B 姫路市姫路八木港西防波堤基部 C 姫路市姫路八木港西防波堤先端 D 姫路市姫路八木港東防波堤基部 ア Aから194度1,500メートルの点 イ Cから194度1,600メートルの点	
	〃	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	あさり漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	たこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	あわび漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで		
	第 2 種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで		
〃	ます網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

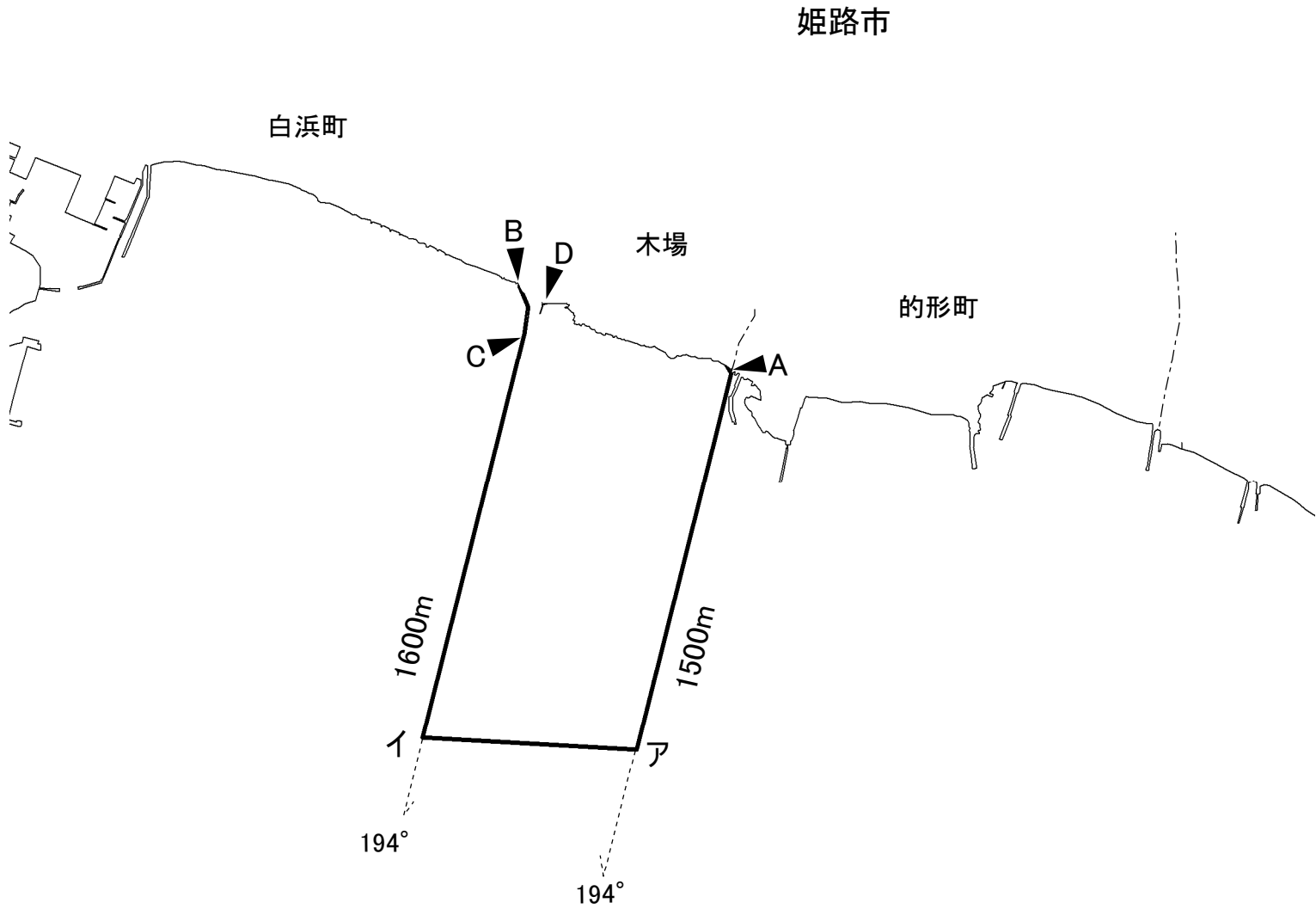
付 記

※ 制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第 5 5 号
漁場の位置 姫路市木場及び八家地先
漁場の区域 次の点 A、ア、イ、C、B（防波堤に沿う。）及び D を結んだ線と
最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 点の位置
- A 最大高潮時海岸線における姫路市的形町・木場界
 - B 姫路市姫路八木港西防波堤基部
 - C 姫路市姫路八木港西防波堤先端
 - D 姫路市姫路八木港東防波堤基部
 - ア A から 194 度 1, 500 メートルの点
 - イ C から 194 度 1, 600 メートルの点



平成25年9月1日 免許
共第 5 5 号漁場

